

答弁書第二七八号

内閣参質一七七第二七八号

平成二十三年九月六日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員横山信一君提出国営農地再編整備事業の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出国営農地再編整備事業の推進に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年八月二日に食と農林漁業の再生実現会議が取りまとめた「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」においては、東日本大震災の教訓等を踏まえた土地改良事業の方向性の見直し等を提言しているが、現在実施中の国営農地再編整備事業において、個々の地域ごとに定められた土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条第一項に規定する土地改良事業計画を、直ちに変更する予定はない。

平成二十四年度の農業農村整備事業の予算については、予算編成過程において検討していく考え方である。
一一について

御指摘の「早期着工が急務である」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国営農地再編整備事業については、農業の競争力強化のために有効な手段と考えており、食料自給率向上を図る上で必要となる生産性の高い優良農地を確保する観点から、農地の区画整理等を引き続き推進していく考えである。

